

人権基本条例（仮称）について

1 基本条例の目的

- (1) 基本的人権の尊重は日本国憲法の基本原則ですが、人権に関する意識の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大などを背景に、多様な課題が顕在化してきています。人権が尊重され、だれもが安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、安定的、長期的な視野をもって取り組む必要があることから、条例を制定し、理念と方向性を明確にします。
- (2) 他の条例や施策を誘導する役割を果たす基本条例に位置付けます。
- (3) 条例検討から制定へのプロセスを通して、市民とともに人権を尊重する意識を共有し、社会全体の意識の変化を促す契機としていきます。

2 基本条例と関連条例の役割

- (1) 基本条例では、人権施策に通底する市の方向性を基本理念として明らかにしていきます。
- (2) 男女及び多様な性、子ども、高齢者、障がい者、外国籍市民など、それぞれの基本的人権に係る施策は関連条例で対応します。具体的な支援策等は、計画や予算に反映することを想定しています。

3 各審議会や当事者・関係者団体の意見の反映

- (1) 条例制定に向けた基本的な考え方を整理するため、次の視点から意見の捕捉を行います。
 - ア 人権基本条例（仮称）に期待すること
 - イ 暮らしや団体の活動の中で感じた人権課題と必要な支援
 - ウ 人権尊重の方向性を示すキーワード
- (2) 団体ヒアリング等を通して、関連条例の制定や改定について検討を深めていきます。

4 スケジュール

- | | |
|-------|--|
| 令和4年度 | 基本的な考え方（条例制定の経緯、目的、取組の方向性）
骨格案（前文の案、条例案に盛り込むべき主な事項） |
| 令和5年度 | 素案
議案上程（12月） |

人権基本条例（仮称）

- ・すべての市民の基本的人権を尊重する理念
- ・だれもが安心して暮らせるまちづくりの実現
- ・理念の実現のための基盤づくり
- ・社会全体の意識の変化を促す契機としていく
- ・市の人権に関する上位規範として、他の条例や施策を誘導

人権に関する主な課題認識

ジェンダー平等・性の多様性

- ・性別に対する固定観念の払拭
- ・あらゆるハラスメントの解消
- ・DVの防止、被害者支援
- ・性的マイノリティへの理解・尊重
- ・同性パートナーシップ制度の検討

外国籍市民

- ・国籍・言語・民族・文化等の多様性の理解と尊重
- ・同じ地域社会の一員との認識に立った地域づくり
- ・偏見や差別の解消

子ども

- ・食を含めた子どもの貧困への対策
- ・いじめや児童虐待の防止
- ・ヤングケアラーの早期把握と対応
- ・子育て世帯を社会で支える仕組みの構築

高齢者

- ・認知症高齢者等が安心して暮らせる地域づくり
- ・高齢者が尊厳と希望をもって暮らし続けられる地域づくり

障がい者

- ・不当な差別的扱いの禁止
- ・合理的配慮の提供
- ・人格と個性を尊重し、共生できるまちづくり